

所得税法改正について

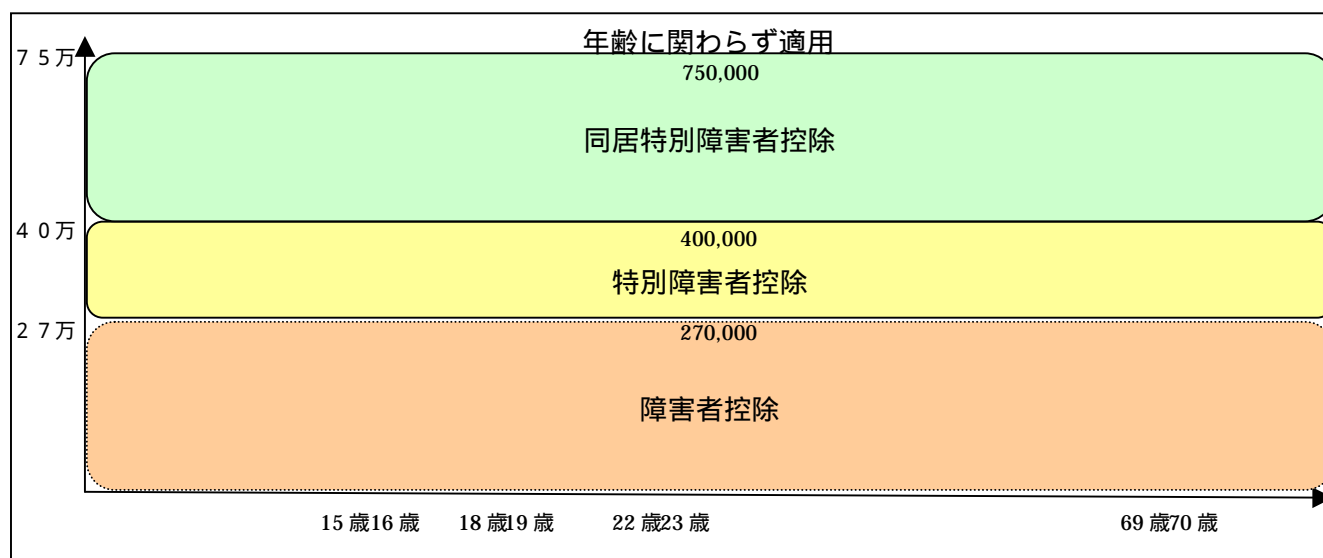
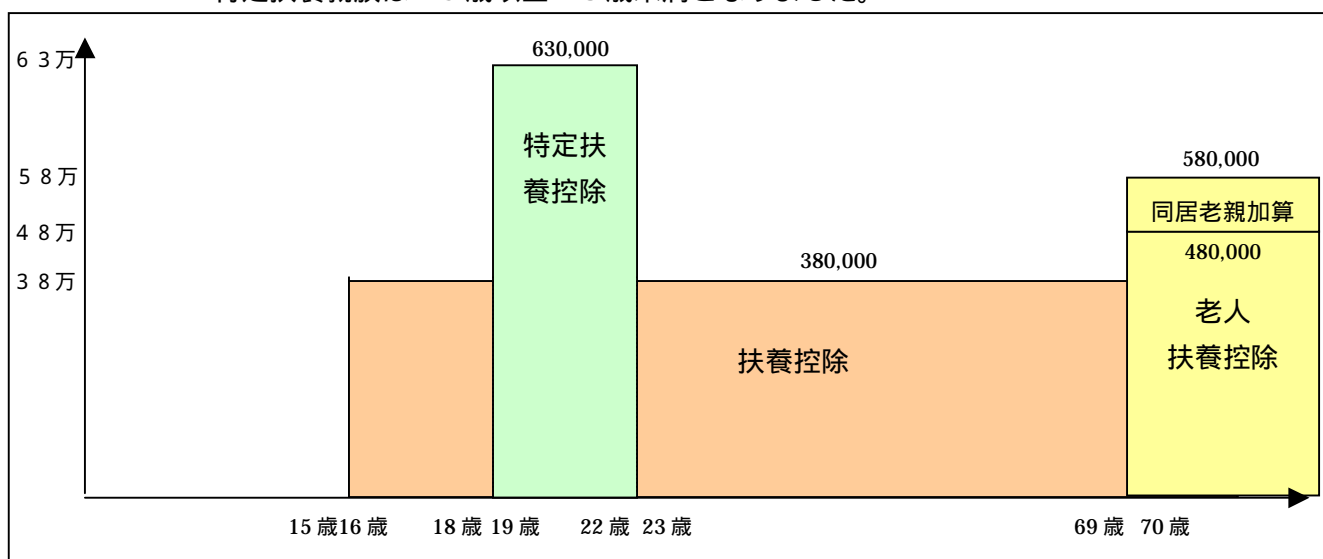
所得税法が下記の通り改正されました。

1. 扶養控除関係

扶養親族のうち16歳以上を控除対象扶養親族とし、扶養控除の対象となりました。

16歳未満の扶養親族も障害者控除（同居特別、特別障害、障害者）は適用です。

特定扶養親族は19歳以上23歳未満となりました。



「扶養親族」は従来通り生計同一の所得38万円以下です。

寡婦、特寡婦、寡夫の要件は「扶養親族」なので従来通りです。

配偶者控除は継続（配偶者も16歳以上が対象）

住民税も同様の措置となります。

【平成23年1月給与賞与より適用】

2. 介護医療保険料控除の創設

従来、一般生命保険控除に含まれていた介護医療にかかる保険を「介護医療保険料控除」として別枠での控除となりました。

各保険料控除の合計適用控除限度額は現行の10万円から12万円に引き上げられました。

(1) 平成24年1月1日以降に締結した契約による生命保険料控除

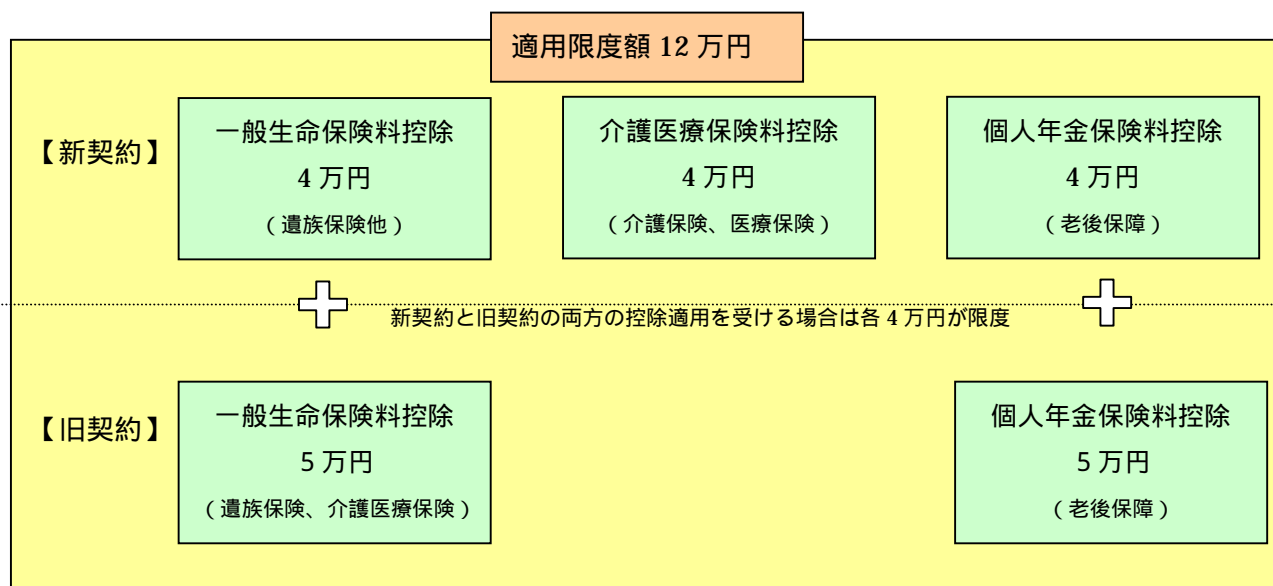
一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの限度額4万円とし3つの保険料控除の合計額は12万円となりました。

控除額は年間支払保険料に応じて下記算式によります。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した契約による生命保険料控除

従来通り一般生命保険料控除と個人年金保険料控除により各5万円限度の控除額となります。(旧制度のみの申告の場合は合計限度額10万円)



【平成24年1月(通常は12月)年末調整より適用】